

# 川崎市ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る法違反に対する不利益処分に関する事務手続要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、PCB特別措置法及び廃棄物処理法に違反したPCB特別措置法第2条第5項に規定する保管事業者及び同法第18条第3項を適用する同法第2条第6項の所有事業者に対する不利益処分の事務処理に関し、行政手続法（平成5年法律第88号）及び川崎市聴聞等に関する規則（平成6年川崎市規則第46号）に基づき必要な事項を定め、もって不利益処分等の公平かつ適正な執行を図ることを目的とする。

### (不利益処分の内容)

第2条 第1条に規定する不利益処分は、次のとおりとする。

(1) PCB特別措置法に基づく改善命令

PCB特別措置法第12条第1項（第15条において準用する場合を含む。）の規定に基づく同法第10条第1項又は第3項（期限内の処分）の規定に違反した場合において、保管事業者及び所有事業者に対し、PCB廃棄物の処分その他必要な措置を講ずるための命令をいう。

(2) 廃棄物処理法に基づく改善命令

廃棄物処理法第19条の3第2号の規定による産業廃棄物処理基準及び産業廃棄物保管基準に適合させるため改善命令をいう。

(3) 廃棄物処理法に基づく措置命令

廃棄物処理法第19条の5第1項、同法第19条の6第1項又は同法第19条の10第1項の規定による生活環境保全上支障を除去するための措置命令をいう。

### (不利益処分の基準)

第3条 不利益処分の処分基準は、別に定める「PCB廃棄物保管事業者に対する不利益処分の基準」による。

## 第2章 予定される不利益処分内容の決定

### (予定される不利益処分内容の検討)

第4条 不利益処分を行う場合は、「川崎市廃棄物処理業者等の法違反等に係る不利益処分等検討委員会設置要綱」に定める検討委員会（以下「不利益処分検討委員会」という。）を開催し、予定される不利益処分の内容を検討する。

2 行政手続法第13条第2項の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わない場合は、前項の規定を適用しない。

3 同時に複数の法律に違反し、当該法律に基づく不利益処分を行う場合などは、必要に応じて別に定める「川崎市環境局不利益処分検討委員会設置要綱」に定める不利益処分検討委員会（以下「環境局不利益処分検討委員会」という。）を開催し、不利益処分の内容を

検討する。

(予定される不利益処分内容の決定)

第5条 前条の規定により検討した予定される不利益処分の内容の決定は、環境局長の決裁をもって決定するものとする。

2 前項の規定は、環境局長が判断した場合は、この限りではない。

### 第3章 聴聞

(聴聞の通知等)

第6条 予定される不利益処分の内容が措置命令であって市長が必要と判断した場合は、予定される処分内容及び根拠となる法令、不利益処分の原因となる事実、聴聞の期日及び場所等を記載した聴聞通知書を聴聞期日の2週間前までに、不利益処分の名あて人となるべき者に通知を行うものとする。

2 当事者は、やむを得ない理由により聴聞の期日の変更を申し出るときは、聴聞の期日までに申し出ることができる。

3 聴聞の期日を変更したとき及び聴聞を続行するとき並びに聴聞を継続するときは、聴聞の期日の2週間前までに当事者等に通知するものとする。

(聴聞の公示)

第7条 不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合は、聴聞開催通知を川崎市役所本庁舎の掲示場に掲示する。

2 前項の掲示は、聴聞の期日の4週間前から掲示し、当該通知の掲示の日から、2週間を経過したときは、当該通知がその者に到達したものとみなす。

3 第1項の規定は、聴聞を続行するとき及び聴聞を継続するときについても準用する。

(主宰者の指名)

第8条 聴聞の主宰者の課長職(担当課長を含む。)を指名する。

2 主宰者の指名は、聴聞の通知書の送付までに決定する。

(聴聞の非公開)

第9条 聴聞は、原則非公開とする。

(聴聞通知後の廃止届出の扱い)

第10条 聴聞通知送付後に、当該聴聞に係る業許可の廃止届出書の提出があった場合は、聴聞を行わないことを被処分者に伝える。

### 第4章 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の通知)

第11条 不利益処分の内容が改善命令及び第6条第1項以外の措置命令である場合は、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項、不利益処分の原因となる事実、弁明書の提出期限及び場所等を記載した弁明の機会の付与通知書を弁明書の提出期限の2週間前までに、不利益処分の名あて人となるべき者に通知を行うものとする。

(弁明の機会付与の公示)

第12条 不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合は、弁明の機会付与通

知を川崎市役所本庁舎の掲示場に掲示する。

- 2 前項の掲示は、聴聞の期日の4週間前から掲示し、当該通知の掲示の日から、2週間を経過したときは、当該通知がその者に到達したものとみなす。

## 第5章 不利益処分内容の決定

(不利益処分内容の検討)

第13条 行政手続法第24条に規定する聴聞調書及び報告書又は同法第29条に規定する弁明書及び口頭による弁明に基づき、不利益処分検討委員会又は環境局不利益処分検討委員会を開催し、不利益処分の内容を検討する。

- 2 第4条第2項に基づき不利益処分内容を検討する場合は、不利益処分検討委員会の開催を省略することができる。その場合は、各委員の決裁をもって不利益処分検討委員会の開催に替えるものとする。

(不利益処分の決定)

第14条 前条において検討した処分内容の決定は、環境局長の決裁をもって決定するものとする。

(被処分者への通知)

第15条 不利益処分の内容等を記載した文書により通知する。

## 第6章 雑則

(関係機関への通知)

第16条 不利益処分を行った場合は、要領に定めるところにより関係機関に対して通知するものとする。

(不利益処分の公表)

第17条 不利益処分を行った場合は、公表するものとする。

(協議)

第18条 この要綱に定めのない事項については、関係者間で協議するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年3月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。